

第7回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月19日(水) 13時30分～14時00分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 10人

会長	10番	高橋藤人	委員	境 祐二	推進委員
会長職務代理者	9番	土岐 工	委員	大川 元樹	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山口 努	推進委員
	3番	佐々木清春	委員		
	4番	外崎 雅彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		

4. 議事日程

議案第14号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第15号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受領について
報告第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第14号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 森山 雄一郎 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様ご起立下さい。

森山局長 ただ今から、第7回大鰐町農業委員会総会を開催します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

森山局長 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中10名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
9番の土岐工委員と、2番の浅利力委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号について説明いたします。
(P1) 整理番号1番は、宿川原字川崎の田2筆計261㎡を贈与する申請です。
整理番号2番は、三ツ目内字富岡の田1筆2,087㎡の内1,040㎡を年間玄米30kgで3年間賃貸借する申請です。
整理番号3番は、鯖石字広田の田1筆4,807㎡の内2,073㎡を10年間使用貸借する申請です。
(P2) 整理番号4番は、島田字滝ノ沢の畑1筆3,115㎡を年間10,000円で3年間賃貸借する申請です。
整理番号5番は、三ツ目内字広沢の畑1筆7,621㎡を贈与する申請です。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 議案第14号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので議案第14号は、原案のとおり許可することに致します。

議 長 続きまして、議案第15号農用地利用集積計画書の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号について説明いたします。
(P3) こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。
(P5) 整理番号14番は、八幡館字長内の畑1筆520㎡を東京の方から八幡館地

区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P6～7) 整理番号 15 番は、三ツ目内字富岡の田 1 筆 2,383 m²を農地中間管理事業により、年間玄米 90 kg で 5 年間賃貸借するものです。

議 長 議案第 15 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 15 号については原案のとおり決定することに致します。

続きまして、報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 12 号について説明いたします。

(P9) 今回の受理は、6 件で田が 6 筆、畑が 10 筆の計 16 筆 33,909 m²が相続されました。

議 長 報告第 12 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 12 号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第 13 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 13 号について説明いたします。

(P10) 今回の受理は、虹貝字清川の田 1 筆、1,492 m²を資材置場として、7 ヶ月 100,000 円で賃貸借する届出です。

議 長 報告第 13 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 13 号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第 14 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 14 号について説明いたします。

(P12) 今回の受理は、1 件で農地法第 3 条にて使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議 長 報告第 14 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 14 号は原案のとおり受理することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。
以上をもちまして、第 7 回総会を閉会致します。

会 長 その他、委員の皆さんから何かありませんか。

外崎委員 三ツ目内地区のりんご畑で防除を 1 か月近く行っていない所がある。農業委員会事務局に相談し、該当畑の耕作を行っている者にコンタクトを取り、今後の適正管理を行うことを確認したと伺っていたが、それから 1 週間経った現在で防除が行われていない。事務局として今後どのような対応をしていくつもりか。

事務局 事務局としては、文書等による対処依頼のみが行える状態です。今回の場合は、口頭による確認を行っていたため、今後は文書による適正管理の対処依頼及び農協と連携した営農指導を行っていきます。

会 長 その他、事務局から何かありませんか。

事務局 毎年福祉施設へ農業委員会としてりんごを送っているのですが、一緒に送っている農業青年会議が今年の 3 月をもって解散いたしましたので、りんごを送らないこととなります。また、りんごの生産量についても大幅な減（令和 5 年産の青森県のりんご収穫量が 37 万 4,400 トンと令和 4 年産の 43 万 9,000 トン）となっており、負担となっております。この在り方について審議したいと考えております。

会長 農業青年会議が施設へのりんご発送を行わないとのことであるため、農業委員会も送らないということとしたいのですが、委員の皆様どうでしょうか。

委 員 異議なし

会長 異議がないようですので、今年から福祉施設へりんごは送らないこととします。

会 長 その他、何かありませんか
ないようですので、以上で終了といたします。